

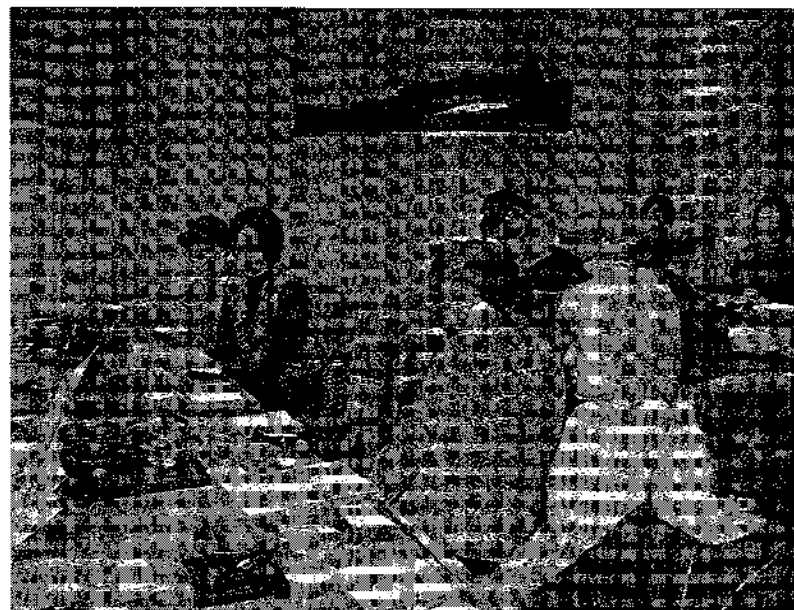
～5年のあゆみ～



- 2004 (平成16)
 - 1 浦和区明るい選挙推進協議会設立準備委員会発足
 - 3 浦和区明るい選挙推進協議会設立
 - 5 さいたま市明るい選挙推進協議会設立式
 - 6 参議院議員通常選挙・期日前投票所投票立会人
 - 7 街頭啓発 (JR浦和駅)
- 2005 (平成17)
 - 1 コミュニティ・女性リーダー養成研修 (高崎市)
 - 3 さいたま市明るい選挙推進協議会研修会
 - 5 さいたま市長選挙、さいたま市議会議員補欠選挙
 - 5 (浦和区) 期日前投票所投票立会人・街頭啓発 (JR北浦和駅)
 - 6 平成17年度総会ニ当面する課題「組織のあるべき姿」
 - 11 コミュニティリーダー養成研修 (千葉市)
 - 11 中堅指導者養成研修 (さいたま市)
- 2006 (平成18)
 - 2 第1回浦和区明るい選挙推進協議会推進員の集い
 - 2 市区合同明るい選挙推進協議会啓発研修会
 - 5 平成18年度総会ニ規約等の改正、年会費一人300円
 - 10 コミュニティリーダー養成研修 (宇都宮市)
 - 11 第2回浦和区明るい選挙推進協議会研究集会
 - 11 市区合同明るい選挙推進協議会啓発研修会
 - 12 明推協だより「白バラ」発行
- 2007 (平成19)
 - 2 第3回浦和区明るい選挙推進協議会推進委員研究集会
 - 3 埼玉県議会議員一般選挙、さいたま市議会議員一般選挙
 - 3 期日前投票所投票立会人・街頭啓発 (JR北浦和駅)
 - 6 平成19年度総会ニ新規約の制定、年会費一人500円
 - 7 参議院議員通常選挙期日前投票所投票立会人
 - 7 街頭啓発 (JR北浦和駅)
 - 8 埼玉県知事選挙期日前投票所投票立会人・街頭啓発 (JR北浦和駅)
 - 12 第4回浦和区明るい選挙推進協議会研究集会
- 2009 (平成20)
 - 1 市区合同明るい選挙推進協議会啓発研修会
 - 1 浦和区政治講座
 - 5 平成20年度総会
 - 8 コミュニティリーダー養成研修 (長野市)
 - 11 第5回浦和区明るい選挙推進協議会研究集会
 - 12 埼玉県明るい選挙推進員研修会
 - 12 市区合同明るい選挙推進協議会啓発研修会
- 2009 (平成21)
 - 1 浦和区政治講座
 - 3 中央研修会 (東京都)
 - 3 浦和区明るい選挙推進協議会創立5周年記念パーティー

ご支援 ご指導

ありがとうございました。



誕生記念

パーティー盛會裏に終わる



私たち協議会も、生れてはや5歳に成長しました。5歳といえば幼児期の仕上げの時期にあたり、幼児コトバはほとんどなくなり、大人と一人前に話もでき、一ケタの数の加減や十三くらいまでの数の勘定も、もうだいたいの子どもができるだろう。

右左の区別もつく。相手の立場に立ってものを考えることや、集団の中での責任感も育ちはじめ、小学校へ上がる前の極めて重要な時期にあたります。

すこやかに育てほしい。

個性を伸ばしてやりたい。

せめて一人立ちできる能力を。

よい人生のスタートを切らせたい。

愛にみちた親子のふれ合いが望み……。



明推協だより 白バラ

2009年3月31日

N O . 1 1



発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/〒330-9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
Tel. 048 (829) 6018 Fax 048 (829) 6233
企画・編集/広報啓発委員会



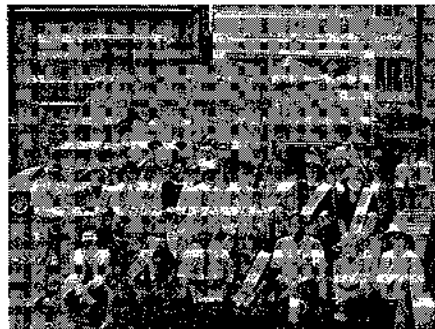
創立5周年おめでとうございます



中央地区代表 伊藤 和江

浦和区明るい選挙推進協議会が発足より5周年を迎えられました。旧浦和白ばら会が解散し、明るい選挙推進協議会に変更になり、新しいメンバーの方々が集まり、選挙の大切さを話し合い乍ら研修に勤め社会に役立つ政治への関心、選挙制度の大事なことは非常に難しい事です。

推進委員としてお役に立てたらと思っています。5周年おめでとうございます。ますますの御発展をお祈りします。



北浦和・針ヶ谷地区代表 市川 勝子

紫陽花の新芽が、春を感じる季節になりました。会も発足5年を迎え、喜ばしさと月日の流れの早さの思いを新たにしています。

この会も、井手名誉会長始め諸先輩の皆様方の並々ならぬご熱意とご尽力のたまものと敬意と感謝の念を深くいたしております。この5年を節目によりよい私たちの明推協活動について、みんなで再考し、思い新たな明るい選挙推進運動に期したいと存じます。最後になりましたが、まことに意義深くおめでとうございます。



常盤地区代表 田中 興治

浦和区明るい選挙推進協議会が組織されて5年、会長をはじめ関係者の皆様のご尽力で活動の場が確保され、順調に推移してきました。なによりも一緒に活動する推進員の方々が高いレベルの意識を持って活動されており、それらの方々と気持ちのいいお付き合いができることが、明推協の活動に参加してよかったと思える大きな理由になりました。さらにこの集まりの輪が拡大し、一層の明るい社会の実現に貢献できることを願っております。



木崎地区代表 玉井 祐子

本会には平成18年より参加しましたが、白ばら会の歴史ある運動に敬意を払っていただきましたので、お誘いを受けたときは躊躇しました。勝った負けたの政治の世界に辟易していた関係で、選挙推進運動という選挙を直視する事態に少々戸惑いを感じました。地区会の運営をまかされ暗中模索のなかで、桶谷会長をはじめいい仲間恵まれ、地域に根ざした活動に、又新世紀にふさわしい政治体制が構築されるよう微力ながら、さあなる10年を目指して忼々事の喜びを今感じています。

本太地区代表 矢部 登美

浦和区明推協創立5周年をお喜び申し上げます。5周年の前には旧浦和白ばら会の長い歴史があり、これからも会の基本方針を遵守して一層啓発活動に努めていきたいと思っています。今、想像を絶する経済悪化の中で、身に振りかかった危機感が政治への関心となって大切な一票が意識される様に、そして若い人達の選挙参加が永遠のテーマにならない様に会員の皆様と話し合い、学び合って行きたいと思ひます。



「二七の市」に明推協の啓発活動の一環として、明推協だより「白バラ」とポケットティッシュを配布しました。

とき 平成21年3月21日(土)

ところ 常盤公園

(明推協では、平成18年度から啓発資料等を配布しています。)



Q&A

《明るい選挙推進委員としての注意事項》(1)

問1 家の塀に候補者のポスターを貼らせてもよいですか。

明るい選挙推進委員を引き受けておりますが、配偶者は〇〇候補の選挙運動員です。私の家の塀にその候補者のポスターを貼らせることはどうなのでしょうか。

答 ご自宅の塀に候補者のポスターを貼ることは、公職選挙法上、規制を受けるものではありません。ただし、特定の候補者を応援しているとの誤解を受けるおそれもあるので、明るい選挙推進委員の立場としては好ましくありません。

また、ポスターに明るい選挙推進委員であるあなたの名前を載せることはお控えください。

問2 個人的に投票の呼びかけをしたいのですが

私は、明るい選挙推進委員を引き受けております。投票に行っていない人に投票の呼びかけをするため、投票日の午後近所の家を回って、まだ行っていない人に投票するように言って歩こうと思うのですが、どうでしょうか。

答 選挙時における啓発活動は、個人で行う場合は、たとえ自主的な善意による気持ちであっても、公職選挙法上いろいろな誤解を生むおそれがあります。

選挙期間中においては、明るい選挙推進協議会や選挙管理委員会が行っている啓発事業(宣伝カーによる投票参加の呼びかけや、チラシ、リーフレット、風船等の啓発グッズの配布など)に協力していただき、個人的な活動はお控えくださるようお願いいたします。

問3 地域の集会に市議会議員を呼んで話を聞こうと思うのですが

市議会の様子を知りたいという声があったので、地元出身の3人の議員を招き「市議会を知る会」を開きました。呼びかけは、地元のPTAと自治会が共催で行いました。参加者の数はあまり多くはありませんでしたが、それでも集まった人たちからは「よかった」という声が多く聞かれ、やれやれという気持ちでした。

ところが、数日後にいろいろな非難の声を耳にしました。これに協力したのは、明るい選挙推進委員の立場として、行き過ぎだったのでしょうか。

答 常時啓発の手段として実施したもののと思われますが、特定の政治家を応援していると誤解されるおそれがあります。

明るい選挙推進委員と議員との関わりについては、第三者から見て特定の政治家を応援しているとの誤解を招かないよう、十分に配慮していただく必要があります。

平成21年度

基本的な考え方と活動方針

《基本目標》

“協議会があつてよかった”と実感できる明るい選挙の実現をめざします。

《基本方針》

- ① みんなが政治・選挙に関する意識の向上に努めること。
- ② 私たちの区を、さいたま市のなかで一番投票参加率のよい、選挙違反のないところにする。

《重点目標》

- ① 行政と団体との役割分担をはっきりしよう。(研修会を徹底的にもつ)
- ② 地区会のひとりあるきをすすめよう。(目をはなすな、手をはなせ)
- ③ 地区会は必ず実践活動をしよう。(地区定例会の開催と事業の展開)
- ④ 話し合い集団を無数につくろう。(住民と密着した地区推進委員会となるために)
- ⑤ リーダーをたくさん育てよう。(研究会の意欲的などりくみなど)



6年目の春、生まれ変わります

明推協だより

白バラ



2009年7月28日

N O . 1 2

発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/〒330-9586
さいたま市浦和区苜蓿6丁目4番4
Tel. 048(829)6018 Fax 048(829)6233
企画・編集/広報啓発委員会

ありがとう、おかげさまで、

投票率

「ふさわしい人」を
選ぶための



を育てる

総合NO.1 浦和区明るい選挙推進協議会

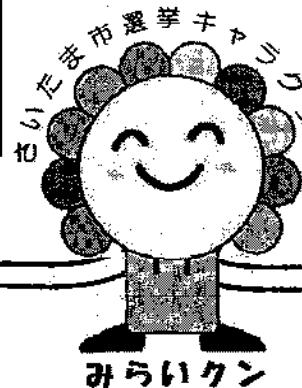
さいたま市長選挙(平成21年6月24日) 県知事選挙(平成19年8月26日)

	投票率			投票率		
	男	女	合計	男	女	合計
市	42.92 %	42.64 %	42.78 %	27.80 %	26.38 %	27.09 %
西区	45.12 %	44.97 %	45.04 %	26.97 %	25.53 %	26.24 %
北区	44.20 %	43.82 %	44.01 %	28.44 %	26.51 %	27.48 %
大宮区	43.62 %	43.47 %	43.55 %	29.15 %	27.25 %	28.19 %
見沼区	45.31 %	44.74 %	45.02 %	27.74 %	25.70 %	26.71 %
中央区	42.86 %	42.37 %	42.61 %	30.27 %	29.21 %	29.74 %
桜区	38.25 %	38.95 %	38.59 %	25.14 %	24.65 %	24.90 %
浦和区	46.67 %	45.67 %	46.16 %	30.59 %	29.39 %	29.98 %
南区	40.47 %	40.75 %	40.61 %	26.84 %	25.98 %	26.42 %
緑区	41.00 %	40.30 %	40.65 %	26.20 %	24.78 %	25.49 %
岩槻区	40.63 %	39.95 %	40.29 %	26.10 %	24.10 %	25.11 %

参議院選挙(平成19年7月29日) 市議会議員選挙(平成19年4月8日)

	投票率			投票率		
	男	女	合計	男	女	合計
市	58.05 %	57.17 %	57.61 %	46.33 %	48.56 %	47.44 %
西区	57.28 %	56.73 %	57.00 %	47.02 %	48.97 %	48.00 %
北区	58.59 %	56.95 %	57.78 %	46.35 %	47.96 %	47.16 %
大宮区	58.63 %	56.75 %	57.68 %	47.04 %	48.99 %	48.03 %
見沼区	58.24 %	57.01 %	57.62 %	49.18 %	51.27 %	50.24 %
中央区	59.79 %	59.08 %	59.44 %	46.04 %	47.89 %	46.96 %
桜区	54.39 %	55.13 %	54.75 %	42.67 %	46.4 %	44.49 %
浦和区	61.61 %	59.73 %	60.65 %	44.99 %	46.06 %	45.54 %
南区	57.04 %	56.69 %	56.87 %	42.44 %	45.12 %	43.76 %
緑区	56.84 %	55.72 %	56.28 %	44.17 %	46.06 %	45.12 %
岩槻区	57.03 %	57.12 %	57.07 %	53.93 %	57.53 %	55.72 %

若者の
投票率アップへ



みらいケン

Q&A

《明るい選挙推進委員としての注意事項》(2)

問4 候補者の選挙運動に関与できますか？

Aさんは自治会の役員で、ある候補者の運動員をしています。ある日の役員会で明るい選挙推進委員として推薦したと言われました。

たまたま選挙時で、Aさん所有の隣の空き家をその候補者の選挙事務所として一時貸すことを約束していました。

Aさんの疑問は、次の2点です。

① 特定の候補者の運動員をしながら明るい選挙推進委員を引き受けてもよいかどうか。

② 明るい選挙推進委員を引き受けたときに、所有している隣の空き家を選挙事務所として貸すことはかまわないだろうか。

答 ① 明るい選挙推進委員の役割は、選挙人一人ひとりが選挙の意義を理解し、自分の意思を正しく表明できることを自覚してもらうよう働きかけることです。したがって、明るい選挙推進委員としての活動は、公正かつ不偏不党でなければなりません。このため、明るい選挙推進委員を引き受けた後は、候補者の運動員として活動することはお控えくださるようお願いいたします。

② Aさん所有の隣の空き家を選挙事務所として貸すことは、一般的な賃貸であれば問題はないと思われます。しかし、第三者から見だときに特定

の候補者を応援していると思われる、明るい選挙推進委員としての立場上、好ましくない場合がありますので、ご注意くださいと思います。

問5 政治家にはどんな寄附が禁止されているのですか？

政治家は、選挙区内の人たちに寄附してはならないということを知りましたが、どんな種類の寄附が禁止されているのですか。

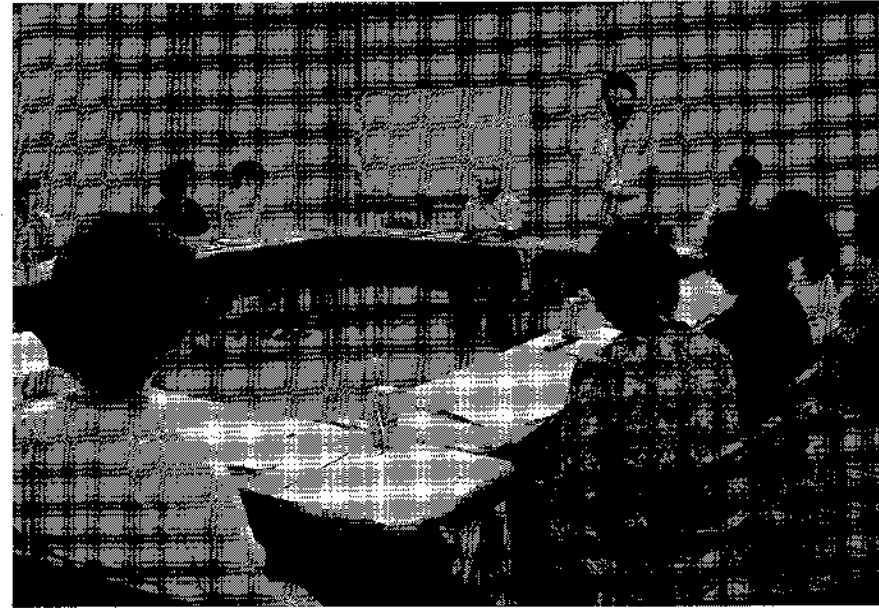
答 政治家は、政党などに対するものや親族に対するものなどの一定の場合を除いて、選挙区内にある者に対して一切の寄附が禁止されています。

例えば、落成式、卒業式などに招かれてお金や品物を贈ったり、開店祝いに花輪を贈ったりすること、お祭りや町内会の行事などに寄附や差し入れをすること、また、お中元やお歳暮などを贈ることは禁止されています。

つまり、日常行われる寄附ばかりでなく、祝儀や香典、花輪、供花まで含まれますから、その範囲は広く、お金や品物を贈る場合のほとんどが禁止事項に該当することになります。

なお、政治家が、結婚披露宴に自ら出席し、その場においてする祝儀や、葬式に自ら出席しその場においてする香典は、罰則の対象から除かれています。

第1回『初任者研修』終わる



私たちもガンバツテいきます

今年度、新しく研修の方向が決定され、その第1回の初任者研修が、コミュニティ活動コーナーにおいて7月24日(金)に開催、会員13名が参加されました。

研修は、前半は塚田課長補佐による「選挙のしくみ」についての講義と後半は桶谷会長による「明るい選挙推進運動」についての講義があり、続いて「今日の反省・明日の実践」について話し合いとゲームを行ない、楽しく研修を終了。全員に「修了証」を交付しました。



明るい選挙を実現するための
みんなで守ろう「三ない」運動
贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

明推協だより

白バラ

2009年10月28日

N O. 13



発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/〒330 9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4
Tel 048 (829) 6018 Fax 048(829)6233
企画・編集/広報啓発委員会

少し自信がつかえました！

初任者研修参加者

中央地区

- ・ 鴻 巣 俊 子
- ・ 島 崎 容 子

常盤地区

- ・ 松 田 俊 明

本太地区

- ・ 伴 場 敏 子
- ・ 依 田 衣 恵
- ・ 大川原 いと子
- ・ 矢 部 登 美
- ・ 柴 田 澄 子

北浦和地区

- ・ 市 川 勝 子
- ・ 吉 永 千 恵

木崎地区

- ・ 中 井 川 京 子
- ・ 三 輪 京 子
- ・ 小 池 富 美 子

修了証書

小池 富美子 様

あなたは平成21年度初任者研修に積極的に参加し明るい選挙推進委員のあり方や選挙のしくみなど基礎的な知識・技術の課程を修了したことを証します。

この経験を生かしこれからも地域の核となり啓発活動活性化のため実践活動に貢献されますよう期待します。

平成21年7月24日

浦和区明るい選挙推進協議会



去る8月22日(土)に衆議院議員総選挙街頭啓発として、北浦和駅周辺にて、ウエットティッシュを配布しました。



初任者研修に参加した感想

中央地区 島崎 容子

平成21年度初任者研修会に参加し、折りしも衆議院解散総選挙を間近にひかえた興味深い勉強会でした。私は、選挙推進委員を引き受けましたが、選挙制度については、余り知識がなく、不安に思っていました。今回の研修で選挙のしくみや民主政治の重要性、推進委員の心構え等、いまさらながら確認する事ができました。折りにふれ会長から明るい選挙推進運動は、自発的な啓発活動が重要であると同っています。もっと政治常識を知り、推進運動のあるべき姿に近づけるよう努力したいと思います。民主政治は、一人ひとりの一票の意志にあるのだと、改めて考えさせられました。研修会の最後に会長の提案で参加者各自、一つ形容詞(うるわしい)を発表し、その形容詞を研修会の総括文に取り入れて、とてもおかしな怪文書を読み上げられました。会場内の緊張が緩み爆笑でした。参加者は、13名と少ない気がしましたが、有意義なものとなりました。講師の方ありがとうございました。最近、以前より政治の記事を読むようになりました。少し進歩した様です。

常盤地区 松田 俊明

先の7月の研修会では、浦和区明推協の会長、選管事務局の職員の方々のご指導により初任者研修としては、今まで目にふれたことのない新しい知識を掘り下げて学ぶことができました。それから講義内容の中でユニークな進め方によってあっという間の時間を経過したことです。私の加入の常盤地区では、男性の会員が多く、他地区でも男性の方がもっと加入して下さることを願っ

ています。

木崎地区 中井川 京子

今回、初任者研修会に参加し、「推進委員のあり方」や「選挙のしくみ」などいろいろと楽しくご指導いただきました。この夏の国政選挙は、社会的・経済的な不安を背景に、有権者の政治への関心・意識が今まで以上に高く、政権交代という結果となり、改めて有権者の一票の重さを感じるものとなりました。

「選挙に参加し、よりよき未来をつくっていく」という目標のもと、実践啓発活動を通じ、これからも学んでいきたいと思

本太地区 依田 衣恵

「みらいクン」が、明るくほほ笑む冊子のページを開けて、初任者研修を受講しました。

「明推協」のメンバーとして関わるようになった不在者投票をはじめ、いろいろなケースの期日前投票について、非常にきめ細かな投票の方法が考えられ、実施されている事を知り、選挙制度と実施方法は、まさに文化そのものなのだ改めて認識いたしました。

制度は、改善・変化させていく性質のものだと思います。国民があらゆる点で、自由に意見を述べられる国において、投票を棄権することがいかに「モッタイナイ」事か。

年齢別投票率の資料から見て、一番高い率の中にいる私と周辺層の子供達の投票率が50%を割っています。私たちの教育力の足りなさを痛感し、「だから啓発して行かねばならない」と、「明推協」参加の意義を見つけました。会長さんの「ご挨拶ゲーム」も、楽しく印象的でした。

Q & A

《明るい選挙推進委員としての注意事項》(3)

問6 結婚披露宴の祝儀や葬式の香典を代理の者に渡してもらうことはできますか？

政治家の秘書や配偶者などの親族が、本人の代わりに結婚披露宴や葬式に出席して、政治家の祝儀や香典を相手方（親族でない選挙区内にある者）に出すことはできますか。

また、政治家が出席を予定している結婚披露宴や葬式の祝儀や香典を、事前に相手方に届けることはできますか。

答 いずれの場合も、政治家本人が出席しその場において出したことにはなりませんので、罰則をもって禁止されます。

問7 香典の代わりに線香では？

香典は金銭に限られるのですか、例えば、香典の代わりに線香を持っていくことはできますか。

答 香典は金銭に限るとされていますので香典代わりに線香を持っていくことは罰則をもって禁止されています。

問8 葬儀の際のお布施は寄附にあたりますか。

葬儀の際の読経などに対するお布施は寄附にあたり、できないのですか。

答 役務の提供に対する債務の履行と認め

られる限り、お布施は寄附にあたりません。

問9 政治家が開催する集会でお茶などを出せますか？

選挙区内で行う政治講習会で、政治家がお茶やお菓子を出してもよいでしょうか。また、昼食事に弁当を出すことはどうですか。

答 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の茶菓については、差し支えありません。しかし、これ以外の飲食物の提供は弁当などの食事を含め罰則をもって禁止されています。

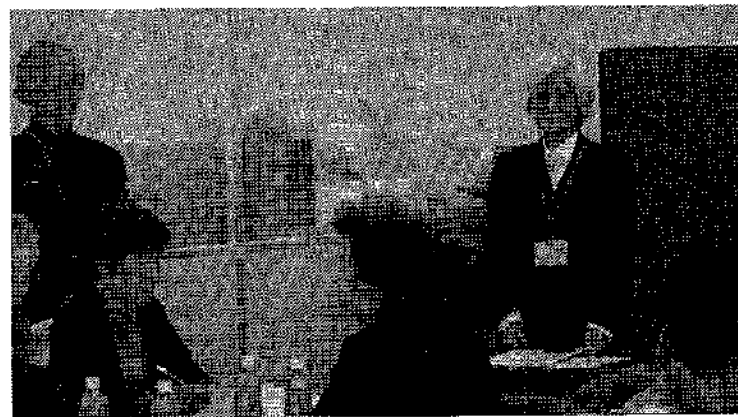
問10 町内会が町内の政治家に寄附を求めることはできますか。

町内会の役員が町内の人たち全員にお祭りの寄附を募る場合、町内にいる政治家に対しても寄附を求めることができますか。

答 政治家に寄附を求めることはできません。この場合、政治家を威圧して寄附を求めた場合は処罰されます。なお、「威圧」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいうものとされています。

※ 政治家とは、現職の議員、知事、区市長村長やこれらの選挙に立候補しようとしている人を指します。

21年度の研究集会終わる！



浦和区明るい選挙推進協議会研究集会が、11月27日（金）に浦和区役所第2会議室で開催されました。当日は、各地区の活動報告後、4班に別れてテーマ「「ふさわしい人」を選ぶための「目」を育てる運動を今後どうするか、どう活かすか。」をもとに話し合い、今後の運動推進の主体を地区活動に焦点化することになりました。

公平な推進委員に
なっていたただきたいんです！

明推協がより

白バラ

2010年1月29日

NO. 14



発行／浦和区明るい選挙推進協議会
住所／〒330-9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048(829)6018 Fax 048(829)6233
企画・編集／広報啓蒙委員会

～研究集会のまとめ～今日より半歩前進！

明推協活動	地域啓発活動の進め方	選挙立会い	その他	政権交代で感じること
明推協活動は市民に理解されているか	啓発活動をどのように進めるべきか	立会人が承知しておくべき心得書を作って欲しい	政治に関心を高めるために市議会の見学	新政権が国政の課題を着実に消化していくことが大切
明推協の宣伝・PRは何をするか	私たちができる小さなことから始めて行きたい	管理者や立会人のマニュアルを作成すべきである	政治に関心を高めるために国会の見学	政治を変えていくことが大切
明推協会員の資質向上 講演会・研修会へ積極的参加する	犬の折り紙をビニール袋に入れて、選挙参加の一言を添えてマンシヨンに配布	期日前投票では、選管の投票用紙がなくても投票できることを始めて知った	家庭で選挙や投票を話題にするようになって家族の投票率が上がった	政治が外交中心に動いているがもっと内政に力を入れて欲しい …政権発足時の意見
若い人を明推協活動にどのように巻き込むか	駅で実施する啓発活動は、どのような効果があるか	期日前投票立会人の役割に関する研修をして欲しい	ふさわしい候補者がいないときはどうすべきか	政権交代のできる政党が育っていくことが大切である。
青年層の投票率は低い 明推協の活動対象の重点を若者向けに	地区会に一度も参加しない会員にどう対応するか	選挙の仕組みや課題を学びたい	投票にあたり「候補者を見極める目を養う」ため日頃から何をしていくべきか	
県選管の研修会で県の取組や活動内容がよく分かった 活動資料を纏めて欲しい	政治講座の参加勧誘を通じて、政治、選挙に関心を持ってもらう	投票立会いをすることで明推協員の自覚が生まれる⇒1回は立会いに参加すべき		
国の補助金が廃止されることは、明推協の役割は終わったということか	そのあとで地区例会に誘い意見交換の中で選挙ビデオ(市選管保有)の鑑賞をする	投票所において、障害のある方への対応を知りたい		
		子供連れでの方を投票所に入れる場合の注意点は何か		
まとめ	まとめ	まとめ	まとめ	まとめ
明推協会員の資質向上 明推協活動の広報・啓発活動	手作りグッズによる啓発活動 できる小さなことから始めよう	選挙管理者や立会人のマニュアルを作成してもらいたい	政治の動きや政治家の日頃の活動に関心を持つ	政権交代の可能な政党の育成

Q&A

《明るい選挙推進委員としての注意事項》(4)

問11 後援団体(後援会)が新築祝いを出すことはできますか?

後援団体(後援会)が選挙区内にある者の家に新築祝いを出すことはできますか?

答 新築祝いは祝儀にあたりますので、罰則をもって禁止されます。

問12 後援団体(後援会)が会員の葬式に香典を出すことはできますか?

後援団体(後援会)の設立目的に、会員間の親睦が入っている場合、その会員の葬式への花輪や香典などをだすことはできないのですか。

答 選挙区内にある者に対しては、罰則をもって禁止されます。

問13 政治家が自筆による署名付であいさつ状を送ることはできますか?

答 礼のため、印刷した時候のあいさつ状に政治家が署名したものは、自筆によるあいさつ状と認められますか。

答 署名のみであれば、自筆によるものは認められませんが、選挙区内にある者に対して出すことはできません。

問14 議会報告のはがきに、時候のあいさつを記載できますか?

政治家がはがきで議会報告をする時候のあいさつ(例、暑中お見舞い申し上げます。)を書くことはできますか。

答 はがきの内容が、主として議会報告で時候のあいさつは付け加えた程度のものであれば、禁止されている時候のあいさつ状にはあたらないと考えられます。

問15 祝電や弔電も時候のあいさつ状にあたりますか?

年賀状、暑中見舞い状その他これに類するあいさつ状に祝電や弔電も含まれますか。

答 祝電や弔電は、時候のあいさつ状にはあてはまらないとされています。

問16 政治家が喪主である葬儀の、会葬御礼を新聞に掲載することはできますか?

選挙区内において、政治家自身が自ら喪主となった葬儀の会葬御礼の広告を新聞に有料で掲載することはできますか。

答 会葬御礼の広告は、あいさつを目的とする広告にあたりますので、罰則をもって禁止されます。

地域はもっと元気に!!



推進運動の活性化に向けて

“行動すること。実践すること。”

5月25日(火)午後2時より、浦和区保健センター(5階:大会議室)において私たち協議会の7年目の総会をもちました。

定刻前から企画運営委員の皆さんがつめかけていただき、岡田副会長の司会で定刻に開会。会長のあいさつに続き、今年度より異動で替任された区選挙管理委員会事務局長を兼ねておられる岡安区民生活部長、並びに選挙課長を兼ねておられる森田総務課長を紹介。来賓のお祝辞を岡安区民生活部長よりいただきました。

また、今年度より、4年以上引き続き役員にご就任の13名の方々に、楠谷会長より感謝状を贈呈させていただきました。

議事に入り、前年度執行部の吉岡副会長及び鴻巣会計から、《事業報告と決算報告》を、本年度の執行部からは楠谷会長から《規約の改正(案)の承認》《選出役員(案)の承認》及び《協議会の基本的な考え方と活動方針》を説明のあとそれぞれ本年度事業計画(案)、歳入歳出予算(案)について説明があり審議の結果、原案どおり全て可決確定いたしました。

なお、総会の出席状況は、次のとおりです。

出席者28名、委任状18名(8名欠)

~ありがとうございました。~

明推協だより

白バラ



2010年7月13日

NO. 15

発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/T 330-9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
Tel 048(829)6018 Fax 048(829)6233
企画・編集/広報啓発委員会

平成22《2010》年度重点目標

① 行政と団体との役割分担をはっきりしよう。

(研修会を徹底的にもつ)

② 「地区会」のひとりあるきをすすめよう。

(目をはなすな、手をはなせ)

○地区会は必ず実践活動をしよう。

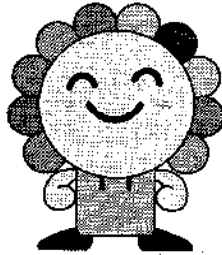
(地区定例会の開催と事業の展開)

○地区住民との話し合い活動をしよう。

(住民と密着した地区推進委員会となるために)

③ リーダーをたくさん育てよう。

(研修会の意欲的なとりくみなど)



さいたま市選挙キャラクター
みらいケン

平成22年度は現状をふまえ将来を展望して、換言するならば、初心に立ち戻ってそこから皆さんとともに浦和区明るい選挙推進協議会の《あるべき姿》というものをもう一度、深く探ってまいりたいと思います。ここに《協議会の基本的な考え方と、活動方針》を提案いたします。会員皆様方のご協力とご支援をお願いいたします。

微力ではありますが、協議会執行部は、会長を中心に、その先頭に立ちます。どうか、協議会に会員の力を集結してくださいようお願いいたします。団結は力です。

1. 協議会活動は、区民の主体性・自主性をつくるために、極めて大切な組織です。そして、基本的な柱としては《区内の有権者が常日頃から政治と選挙に深い関心と、高い意識をもち、投票総参加と選挙違反のないきれいな選挙が実現すること》です。

2. そこで、三つの重点目標は、私たちの協議会が本年度に、また数年後に達成した

い目標を明らかにしたものです。民主主義国家日本の主権者は、私たち住民であります。私たちが行政もそのことを、忘れないことです。

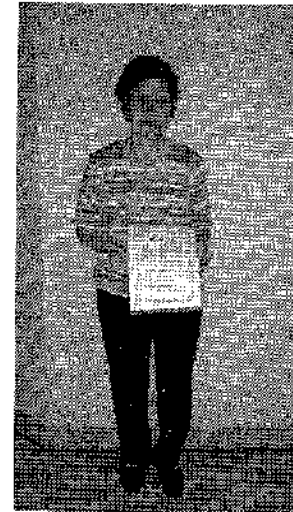
3. 「明るい選挙の実現は、サイの河原の石積みのようなもの」と言われます。結果を急がず、一步一步理想の実現に向けて、《行動すること、実践すること》につぎると思っています。

4. 合わせて会員の皆さん方には、自分の住んでいる地域にとって、推進委員の活動はプラスになっているか、もう一度見直してみることを勧めます。

5. 地域会における活動を活性化するためには、新しいリーダーや会員がたえず補充されることと、推進委員の三気(やる気、勇気、根気)こそ活性化の肝要であります。

私たち協議会のすべての会員が、これらの目標に向かって、知恵と汗とお金を出し合い、《住んでよかった。いつまでも住んでいたい浦和区》の実現につとめます。

感謝状受賞者



受賞者代表の伊藤和江氏

- ・青木 恵美子(中央)
- ・和泉田 洋子(木崎)
- ・市川 勝子(北浦和・針ヶ谷)
- ・伊藤 和江(中央)
- ・井原 トシ(本太)
- ・岡田 唯文(中央)
- ・柴田 澄子(本太)
- ・田中 興治(常盤)
- ・中江川 静子(中央)
- ・松崎 愛(北浦和・針ヶ谷)
- ・森末 悦子(木崎)
- ・矢部 登美(本太)
- ・吉岡 榮治(北浦和・針ヶ谷)

新役員が決まりました。よろしくお願ひします。

会 長	楠谷 忠洋	
副 会 長	岡田 唯文	吉岡 榮治
会 計	滝巢 俊子	松崎 愛
監 事	井原 トシ	柴田 澄子
地区代表	伊藤 和江(中央) 矢部 登美(本太) 玉井 祐子(木崎)	田中 興治(常盤) 市川 勝子(北浦和・針ヶ谷)
専門委員長	伊藤 和江(総務) 田中 興治(広報啓発)	中江川 静子(調査研究)
専門副委員長	齋藤 美津子(総務) 小林 宏行(調査研究) 青木 恵美子(広報啓発)	
書 記	和泉田 洋子 中井川 京子 森末 悦子	柿沼 實根子 羽鳥 節子 吉田 至



北浦和・針ヶ谷地区

頭の中では多方面に、明推協のPRをしなればと思っているが、選挙の話となると、なかなか口に出して云えない、もどかしさがある。

市川 勝子

若者達の選挙への参加、そして政治に対する正しい判断、この会としてどのような手段をとったらよいのか。若者達の会への参加を。

松崎 愛

老若男女がそれぞれ政治に関心を持ち、選挙の時だけでなく、日常から心がけていなくてはと、思っています。

武笠 弘好

運動の一つティッシュ配りで通り掛かった人に「知人が関わっていると思うと棄権ができませんね。」と云われ、運動の原点かと思った。

丸茂 玲子

明るい選挙推進運動は、一人ひとりの力を結びつけ、大きな活動パワーへと展開しています。明るく正しくとの気持ちをもって。

吉岡 榮治

昔に選挙の声が繁く耳に入ってくる時期となり、市政は、元より国政にもなりなむとする重大な使命？である。皆さんと提携協力のもとで、足許からしっかり進んでいくのが良いのではと思う。

吉永 千恵

木崎地区

日本の将来のために、若い人の政治への関心と参加が不可欠です。私達は、若者に呼びかけ続けなければいけないと思います。

遊馬 かよ子

父親が選挙に熱心だったので、子供の頃から関心がありました。会にいて投票の大切さを堂々とアピール出来誇りに思います。

和泉田 洋子

皆さんに声かけをし、政治に関心を持ってもらい、投票率をあげる為に、私達が何をしたらよいのか考え学んでいきたい。

大川原 いと子

選挙の意味、意識をもってもらい、100%の投票につなげるよう、小さな事から皆なで行動を起こしたいと思います。

小池 富美子

参加したばかりで協議会のことを全く知りません。よろしくお願いします。

瀬田 利恵子

私達の運動は、選挙の時だけでなく日常声を出して人々に訴えていく力と有権者としての意識の向上を図ることを目的とする。

玉井 祐子

各地区どうしの交流や情報交換の場を増やし、会員一人一人の活動への意識の向上を図ることが必要だと思う。

中井川 京子

有権者が棄権しないように、期日前投票の期間を活用するようPR車で呼掛け参政権の意義を特に若者に浸透させるべきです。

三輪 京子

平等の立場で身近な生活上の問題や経験などを話し合いコミュニケーションを大切にして土台を作り各団体と協力し話し合う。

森末 悦子

明るい選挙推進運動の為に講演会が開かれる場合は、他の団体等にも声をかけ沢山の人の参加を求められたら良いと思う

若井 靖子

今回は残念ながら、ご病気などで5名の方にアンケートをいただけませんでした。

白バラは、会員のみなさんと広報委員会と一緒に作る紙面です。会の運営などへの具体的な提案も歓迎します。

7年目の夏、明るい選挙推進委員から、49人の思い。

ひとりひとりの心に、きれいな選挙。

贈らない!

求めない!

受け取らない!

はきれいな選挙の合言葉。

“政治とは何か”これが一番大事なこと

私達のめざすのは、明るい選挙を通じて、正しい政治の行われるようにすることにあります。選挙の姿勢を正すことは、これまで58年の永きにわたって、官・民の間でとなえられてきたにもかかわらず、選挙界をきれいにする宿題は、依然として終わっていません。この仕事が多岐にわたるが、おもしろいかなを物語るものではないでしょうか。

選挙が近づいた。運動期に入った……からといって、単なる思いつき、小手先だけの推進運動・啓発活動で、選挙界が明るくなったり、正しい政治が行われるだろうと考えるのは甘く、的を射るものではありません。要は、選挙のあるなしにかかわらず、常時、不断の推進、啓発によって、着実に一歩一歩前進し、市民一人一人の理解とめざめの段階において、宿題はおもむろに解きほぐされるのではないのでしょうか。

浦和区明推協だより

白バラ
NO.16

発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/〒330-9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048(829)6018 FAX 048(823)6283
企画・編集/広報啓発委員会



私たちのメッセージが、世の中を変えるかもしれない

中央地区

浦和区明るい選挙推進協議会を一生懸命にやらせて頂きながら感じたことは、もっと政治が身近になったらと思うことです。

また、対外的にももっと胸をはって言える政治を皆で支えていけたらと思います。

青木 恵美子

推進委員の方々の啓発活動により、政治に対する認識が増え投票率につながってことを願っています。

伊藤 和江

明るい選挙推進員の一人としての活動が棄権防止のお役に立てばと思い、期日前投票等で頑張っております。

大内 光江

各党のマニフェストを比べて日本の未来を考える。こうあって欲しい日本を目指し、一票を投じて国づくりに参画する。

岡田 唯文

浦和区の投票率が高いのは期日前投票の成果であり、選挙に対する区民の関心の高い証拠です。口コミの大事を感じています。

鴻巣 俊子

選挙推進運動を進めるにあたり、自身が選挙のしくみや実態等に知識が深くないので、他者に啓発する事が難しいと思う。

島崎 容子

明るい選挙推進運動は、大事な事と思っております。だが若い会員の入会が望めないのが残念です。会員が集まり易い場所を設定していただきたい。

清水 操

私共の暮らしを深く理解し、日本の社会をそして世界の協調を考えてゆくこと、それはつながっていることです。

中江川 静子

高齢化社会となり、投票所は遠く足場も悪い為行けないという声を聞きます。誰もが投票できる環境作りが必要だと思います。

本荘 千佳子

市民の多くは明推協の存在は知らないのでは、又選挙に際し候補者について知らない人が多いのでは…

馬淵 詳

希望のある日常にするために、多くの人と語り合い、政治に参加する努力を全ての人々がしていかななくてはならないと思う。

渡邊 元子

本太地区

明るい選挙推進協議会の存在すら知らない人が殆どなので公民館だより等の片すみにも活動内容を載せて頂くなり、宣伝が必要と思います。

青柳 睦美

明るい選挙＝正しい政治。頭は駄目ですが、何かお手伝い出来る事があればと思います。消極的ですみません。

新井 史子

この会の存在さえ知らない人が大勢います。いろいろな会合に出向き、会のアピールと国民の権利である投票に行く事を話す。

石井 光子

明推協の活性化を図る事が急務。各世代各業種から会員を募って、充実した明推協としたいと思うが、さて其の対策は？

井原 トシ

「協議会はこんな活動をしています。」と内容を書いたチラシを作り、選挙時街頭啓発を実施する際に配ったり、明るい選挙推進協議会を多くの方に知ってもらう。

柿沼 寛根子

政権交代とともに政治家も若返った。明推協も次の世代の人に関心を持ってもらえるような活動をし、参加してもらいたい。

斉藤 美津子

明推協に7年在籍し、明るい正しい選挙を目指して、多くの方と協働出来る事を私達に与えられた責務と思っております。

柴田 澄子

明推協、まず地元からと思います。去年の町の盆踊りで、啓発活動を行い、近隣のつながりの中で、手ごたえを感じました。

羽鳥 節子

ボランティア活動の一つと考えています。推進運動に協力出来たと思うと胸を張って喜びを感じます。資金が必要だと思う。

伴場 敏子

今までこのような協議会があることも知りませんでした。今は身近な人達に選挙に関心を持ってもらうことから始めてみようと思っています。

古屋 知子

明推協は歴史的役割を終えたと仕分けされた報道を見た。ボランティア力での啓発活動について皆さんと話し合しましょう。

矢部 登美

投票は義務。そして、選べる権利。与えられた権利を大切に…。そんな思いを届けられる活動が進められたらと思う。

吉岡 基代

民主主義の基本である選挙、有権者が投票参加をしなければ、一部の意向で、社会的決定がされる。明推協の役割は大きい。

吉田 至

アニメーションでキャンペーンビデオを作れたら！児童は楽しみ親に発信、私たちは身近な人を誘って気楽にミニ集会を。

依田 衣恵

常盤地区

推進員のひとりとして日頃どんな活動を具体的に心がければよいのかとても難しいように思い、悩んでいます。

金子 光世

選挙のある時に、必ずと言っていいほどダメされてきました。ダメす候補者もダメされる私も文化水準は低いわけです。

楠谷 忠洋

政治を見守る眼は、まず投票で示す事が大事であり、明推協メンバーだけでなく、活動の輪を広げて行く事が大事だと思う。

小林 宏行

特定な政党も議員もなく、投票に迷う人も多いと思いますが、棄権することなく、清き一票を行使することが必要だと思う。

志水 白

これからの日本を担う、若い人達が安定した生活が出来る国政になる事を願い、一人でも多くの人に声かけをしたい。

高橋 静子

さきの総会の席で「感謝状」を頂きました。恐縮しています。これからは一層の熱意をもって活動に励み、お返しをします。

田中 興治

明るい選挙を推進するにあたって、他機関とのネットワーク化の形成、地域のイベント等に連携する方法もあると思います。

松田 俊明

国民の誰もが期待する「清く・正しい政治」の推進に繋げることを目指した、明るい選挙推進活動に向けての努力をしたい。

武藤 猛

(次ページへ続く)

第22回参議院議員通常選挙

Q&A

《明るい選挙推進委員としての注意事項》(5)

問17 政治家が発行する雑誌などに、あいさつ文を掲載することはできますか？

政治家自身が発行する政策の普及宣伝のための雑誌や機関紙などにあいさつ文を掲載することはできますか。

答 政策の普及宣伝のためであり、主としてあいさつを目的としない場合は差し支えありません。

問18 選挙期日(投票日)当日にできる選挙運動は？

選挙期日(投票日)当日、投票所付近の道路に候補者が立って、通行人にあいさつをすることはできますか。

答 一般に選挙運動とみられ、違反となる場合が多いでしょう。選挙運動ができるのは、公示(告示)日に立候補の届出が受理されてから選挙期日の前日までに限ります。しかし、例外として選挙期日当日に、①選挙事務所を開いておくこと、②掲示したポスター・立札・看板などをそのまま掲示しておくこと、の2つはできます。

問19 電話で投票依頼をしてもよいのですか？

選挙運動のため、電話で有権者に対し候補者への投票を依頼することはできますか。

答 できます。電話による選挙運動は、選挙運動期間中に限り誰でも行うことがで

きます。しかし、それ以外の期間(公示(告示)日の立候補届出以前や投票日)はできませんので注意してください。

問20 知人を訪問したときに、投票依頼できますか？

他の要件で選挙人宅を訪問した際、ついでに投票依頼することは戸別訪問とみなされますか。

答 戸別訪問は、選挙に関し投票を依頼する目的などで、計画的に連続して個別に選挙人の居宅などを訪問することをいいます。ですから、連続して、このような機会を利用する目的で行われれば、戸別訪問とみなされ違反となります。

問21 家の扉に無断でポスターを貼られてしまったのですが？

選挙運動用のポスターを無断で扉に貼られてしまいました。自分ではがしてもかまいませんか。

答 はがしてもかまいません。公職選挙法では、ポスターを他人のところに貼るときは、居住者の承諾を得てから貼るよう定められており、承諾なしに貼られたポスターを居住者が、自分ではがしてもよいとされています。

なお、家族のどなたも承諾していないことを確認しておいてください。また、はがしたポスターは保管しておいて、取りにきたら返してあげてください。



去る7月11日執行の第22回参議院議員通常選挙に伴い、浦和区明るい選挙推進協議会と浦和区選挙管理委員会の委員の方々と、7月3日、JR浦和駅及びJR北浦和駅周辺においてウェットティッシュを配布し、選挙の投票を呼び掛ける街頭啓発を実施しました。浦和区は、さいたま市10区の中で一番高い投票率でした。

投票率 (60.18%) 連続第1位

浦和区明推協だより

白バラ
NO.17

2010年10月28日

発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/〒330-9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
Tel. 048(829)6018 Fax 048(829)6233
企画・編集/広報啓発委員会



ボランティア組織のあり方と

活性化について

わたる
大森 彌 (東京大学教授)

人生八十年時代の到来にともない、誰にとってもこの長い生涯をいかに充実して送るかが切実な関心事となっている。人生八十年を一日二四時間に換算しなおせば四十歳が正午、五十歳で午後三時である。いわば長い午後と夜をどのように明るく豊かに過ごすかによって人生全体の意味が違って来る。仏教では人生の根源的苦しみを「生病老死」の四苦に求めているが、これらが結局は独りで直面しなければならない苦しみであればこそ、人は互に、この苦しみを少しでもやわらげるよう支え合いはげまし合うともいえる。共に人間らしく生きたいという「共生」の考えは人間の根本的な生き方と結びついている。どのような生であっても、他の人との関係で自分が生きていることの意味(生きがい)を実感できなければ、少なくとも喜びの生とはならないだろう。

私はボランティア活動とはこうした喜びの生を実感できる生きかたの一つであると考えている。ボランティアとはもともと志願者、有志を意味している。なにか法律上の義務になっているからとか、いやなのだがやむをえないからとか、そうしないと何らかの制裁があるからとかいうのではなく、そうしないではいけない内発的動機に支えられた自由な選択、すなわち自発的に基づく活動である。

だから、こうした志をもたない人びとからみれば、ときにボランティアは奇特な人、酔狂の人にみえる。しかし、ボランティアは、自分の生きかたとしてある行動を行う。しかも、無償である。金銭も名誉も求めない。それどころか身銭を切る。時間と労力とお金を出して活動を維持する。

ボランティア活動は、このような「自発性」と「自前主義」と「無償主義」を原則としているが、もう一つ大切な点は、この活動はお節介ではないということである。相手への理解と相手との了解を前提にした上で共に人間らしく生きることが可能になる活動を行うのである。

ボランティア活動を以上のように要約的にとらえれば、この活動の組織には少くとも次の二点が求められる。

① メンバーが明るく楽しい表情をしているかどうか常に気をつけることで

ある。もしそうでなければ、それは志を生かすような運営の工夫がなされていない可能性がある。

志は人を横へ結びつける。職業も所得も家柄も関係ない。志の高さと維持こそが大切である。

人を横へ結びつける運営のしかたは、企画を一部の人間のみで行い、他の多くのメンバーを実施の手足に使うようなやり方を避けることである。

人は企画立案に参加できるとき喜びも大きくなるからである。

② メンバーが身銭を切って活動する喜びを実感できるような草の根の組織を重視することである。

運動が大きくなると、草の根組織の都合より、それを包括するより大きな組織の都合が優先しやすくなりやすい。そうすると、活動がどうしてもおしきせでマンネリ化しやすくなる。

草の根組織が生き生きと活動できる運動のあり方を忘れないことである。

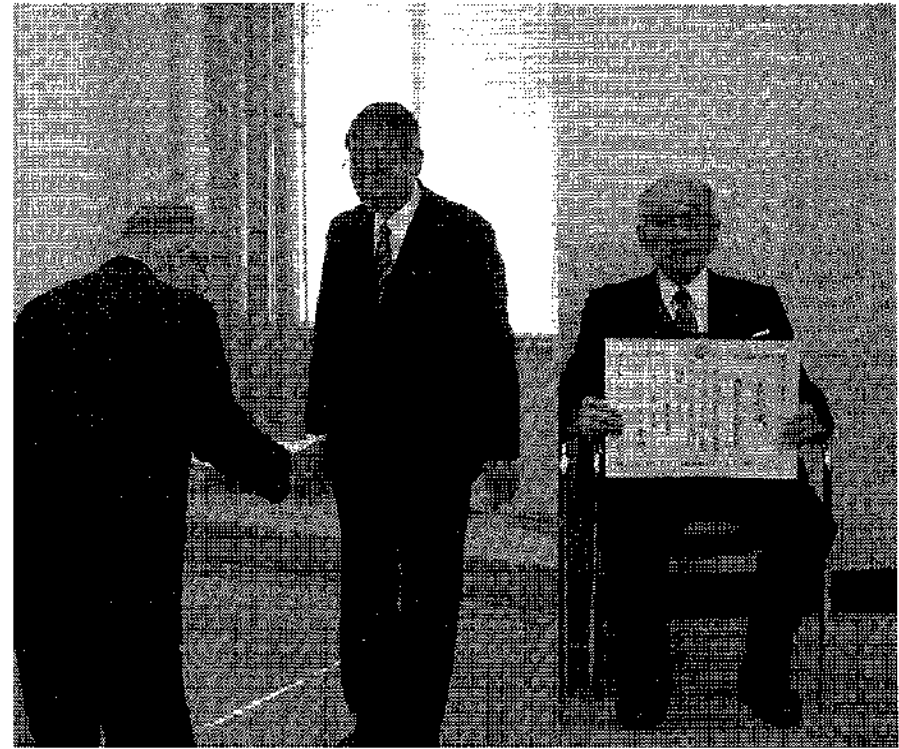
出典資料「明るい選挙啓発に携わる人々のために」

平成5年12月 発行



総務大臣賞受賞!

明るい選挙の実現を



浦和区明るい選挙推進協議会を設立して6年。私たちはずっと「協議会」があっただけよかった。そんなふうに言って頂ける活動をめざして取り組みを続けてきました。

このたび、第22回参議院議員通常選挙に係る「総務大臣表彰」の伝達式があり、会員一同、大変光栄に感じております。

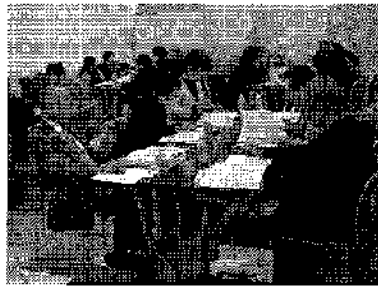
明るい選挙推進運動はどうしても地味で目立たない存在、そうした中、参議院選における私たちの推進運動を評価して頂き、受賞を心からうれしく思っています。

これまで、そしてこれからも、ボランティア活動に心をこめて、受賞を励みに新しい課題に挑戦していきます。明るい選挙の実現を願う思いと決意は、何があってもどんな時でも、ずっと変わることはありません。現在区内で活動している50余人の明るい選挙推進委員一人ひとりが、さらに地域に密着した推進運動に取り組み、区民の皆様のきたんのないご意見などを頂きながら、息直に歩み続けます。

よろしくお願ひ申し上げます。

「有言実行」もっと勇気を

- ・活動の効果がすぐ見えてこないが、息を長くして普段の工夫と努力を傾注して、まず自分自身を変えること
- ・出席率を高めるために、会合の時間帯を午前から午後に変更する
- ・話し合いグループの組織がない場合は、自治会、スポーツ仲間や公民館の趣味の会など各種グループの集りに呼びかけ、話し合い活動を紹介してもらったり、事業の1つとして取り入れてもらったりするなどの協力をお願いする
- ・推進委員は、「話し合い活動」の場の設定や進行などの世話役として活動してほしい



◇ 明推協会員の自己啓発(心構え)

- ・推進委員のためのガイドブックの作成(これを中心に研修を)
- ・常時啓発で、いろいろな場に出ていくことになる、われわれ明推協会員も社会や暮らしの在り方について日頃考えておくことが必要になる→明推協としてまとめていく
- ・複数の地区会が一緒になって、社会や暮らしの在り方を学習することも有効

- ・他の人に説明できる知識を増やす、政権交代時のマニフェストを話題に
- ・個人の努力、行政の支援、学習、研修会などに参加
- ・他の人を啓発するまえに、自分自身が勉強すること(自己啓発)
- ・会員は、選挙に対する「深い知識、理解」が必要

◇ 新しいメンバーを増やすには

- ・市議会を傍聴し、会員がこうした活動をしていることをアピールする
- ・「政治講座」には、各会員が一人の参加者を連れてくるのが、会員の拡大につながる
- ・残念ながら区民の方で「明るい選挙推進協議会」という団体の存在すら知らない人も多いのではあるまいか
- ・明推協の愛称を考えると、もっと活動を知ってもらえるのではないか
- ・啓発にたずさわる私たち自身の組織や活動をたえず厳しく点検すること
- ・推進組織をいきいきとした活動体にしていくには、明推協関係者の熱意が大切

地区会における実践活動の推進についていろいろな角度からのご意見が出されましたが、その中で、特に担当する会員の立場としては、もっと自信と勇気をもって推進すべきであろうということが強く出されたようです。

会員の皆様の今後一層のお力添えをお願い申し上げます。

浦和区明推協だより

白バラ

2011年1月31日 NO.18

発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/〒330-9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
Tel. 048(823)6018 Fax 048(829)6233
企画・編集/広報啓発委員会



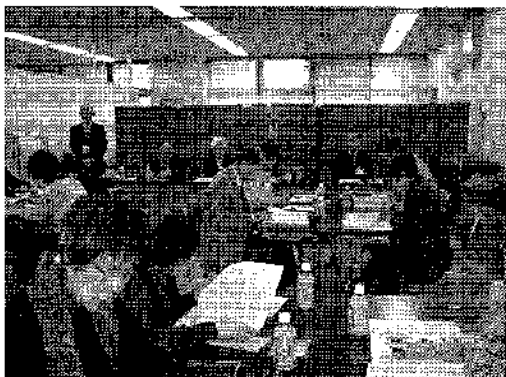
私たち自身が変われば、社会も変わると信じよう

平成22年度浦和区明推協

研究集会記録

※区民の期待に応える明推協をめざして
11月26日金曜日、区役所第2会議室において、「地区会は、実践活動の推進や地区住民に密着した話し合い活動を、どのように進めていくか」をテーマに、五つの地区の集会で、具体的な事例を出しあい、意見交換し、問題点を積み上げ、更に研究集会で地区集会の関係者が一堂に会して、4班の分散会に別れ話し合い及び研究協議が行われました。

当日は22名の参加があり、班別報告の後に全員による協議の結果、まとめとして次のような解決策並びに将来への具体的な活動方策が提示され、これからの地区活動の活性化に役立たせることになりました。



1 課題1 地区定例会の開催と常時啓発活動の取り組み

◇ 地区定例会の開催

- ・地区定例会の義務化、定例会の年間計画づくり
- ・地区定例会の開催は難しいが、地区の様々な集会の場をつくり、会員が出向いて説明することは有効
- ・地区会同士が合同で定例会を開催し連携活動や情報交換することは推進運動を活性化の上で有効

◇ 常時啓発活動

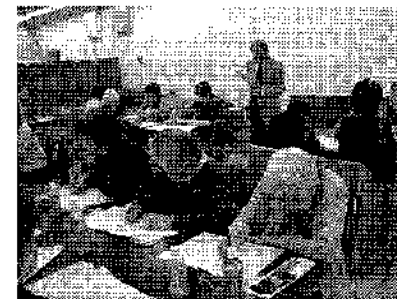
- ・明推協の活動を地域の方などに広く知ってもらう
- ・運動会などイベントの際に、干支の折り紙などを配る
- ・明推協の活動を知らせるチラシや、広報紙「白バラ」の配布
- ・スーパーなどと交渉し、チラシや啓発ポスターや啓発グッズを置かせてもらう
- ・啓発資料をマンションのポストに入れるなど積極的に地区に入っていく
- ・駅などでチラシを配る際に啓発資料と一緒に配る

- ・有権者のことを正しく知り、これに見合った啓発活動を進める
- ・常時啓発には、決まったかたばかりではないと思う。一人ひとりが創意工夫して、地域の特性に応じて考えていく
- ・どんな組織でも、新しいメンバーやリーダーがたえず補充されなければ組織は老化し、運動のマンネリ化を避けることができない。このために新しい会員の発掘と共に、リーダーの養成を図る必要があろう
- ・過去の投票率の推移と現在の投票率を比較し、明推協活動の成果を理解してもらう
- ・現在どのような活動をしているか、今後何をしようとしているかを明確にして、明るい選挙推進運動のPRを知ってもらう
- ・啓発物は、地域に結び付いたものを配ったほうがよい



◇ 小中・児童生徒などへの働きかけ

- ・小中・児童生徒への働きかけと共に若い人への働きかけも大切である
- ・青年層を組織の中へ導入したい



- ・小学校の土曜教室で、選挙の大切さをお話する
- ・学校への働きかけ、課外学習などで選挙の大切さや、市民の政治参加として投票参加の必要性を訴えていく
- ・チャレンジスクールなどに参加し、子どもたちに選挙の話をする
- ・模擬投票を体験させ、選挙に関心を持ってもらう
- ・教育現場に投票箱を持ち込んで教える（先生の協力が必要）

2 課題2 「話し合い」のすすめかたと実践への手だて

◇ 話し合いの進め方

- ・個々の推進委員が、日常の人と人とのふれあいの場を明るい選挙推進の場として、常時啓発、すなわち不断の活動に心をくばることが大切
- ・地区に密着した話し合いの場をつかってお世話する
- ・PTAの会合などで打ち合わせの後明推協の活動紹介の場を設定し話をするにより、広く市民が参加する輪を広げていきたいものである

(次頁へ続く)

Q&A

《明るい選挙推進委員としての注意事項》(6)

問22 選挙運動用自動車からの連呼がうるさいのですが？

選挙運動の期間になると、連日、選挙運動用自動車から、スピーカーにより候補者の名前が連呼され、うるさくてたまりませんが、規制できないのでしょうか。

答 何人も、選挙運動のため連呼行為をすることはできません。しかし、例外として、①個人演説会場及び街頭演説の場所である場合、②午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車(船舶)の上においてする場合に限り連呼行為を行うことは許されており、音量の規制もありません。

ただし、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静寂を保持するように努めなければなりません。

問23 政治家が、選挙区内の寺の本堂修正のために寄附をすることはできますか？

答 寺の本堂修復などのために、全檀家が寄附をするという場合であっても、政治家に限っては選挙区内の人や団体への寄附に当たり、禁止されています。

問24 政治家の親族が死亡した場合、選挙区の人に対する死亡広告を新聞に有料で掲載することや会葬御礼を掲載することはできますか？

答 単に事実を通知する死亡広告は、差し支えありませんが、会葬御礼の広告は、

あいさつを目的とする広告に当たりますので、罰則をもって禁止されます。

問25 期日前投票と不在者投票の手続の違いは何ですか？

答 期日前投票は、選挙期日における投票とほぼ同じ方法(投票箱に投票用紙を投函)で投票を行うことができます。

それに対し不在者投票(出張等で所属地を離れている例で説明)の場合、所属地の選管に対しあらかじめ投票用紙等を請求し交付を受け、所在地の選管で投票用紙に記入し、内封筒・外封筒に入れ、署名のうえ提出することになります。

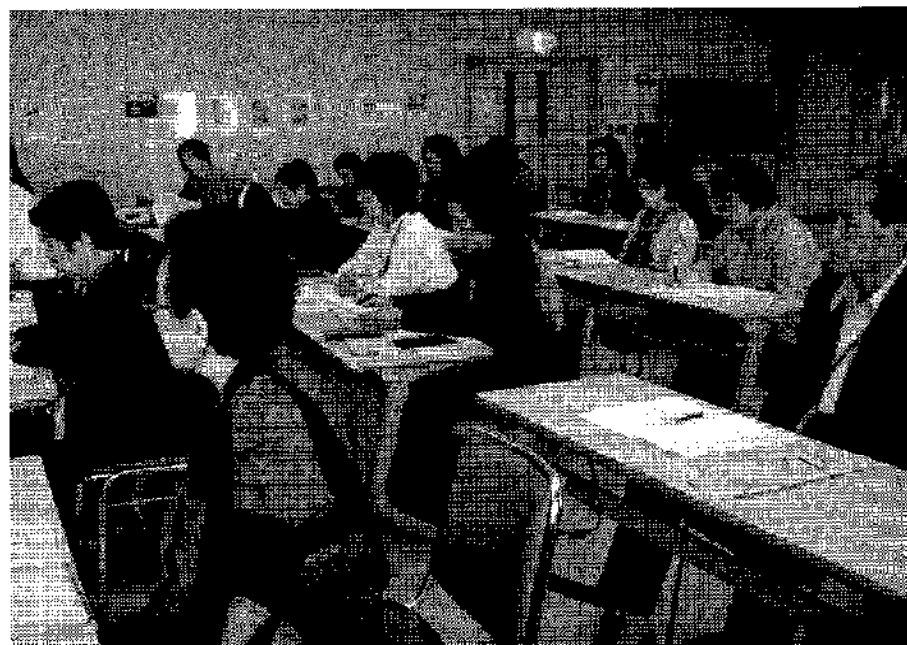
問26 期日前投票はどのくらい利用されていますか？

答 平成17年と平成21年の衆議院議員選挙を比べると、投票した人のうち期日前投票をした人の割合は、平成17年が12.3%であったのに対し、平成21年では17.8%と大きく増加しています。投票した人のうち5.6人に1人は期日前投票をしたこととなります。

問27 どのようなことが「選挙運動」になるのですか？

答 「選挙運動」とは特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、有権者にはたらきかける行為といえます。単に特定の候補者の氏名を有権者に知らせるだけでも、当選を目的として行われると「選挙運動」に当たる場合もあります。

創立7周年を迎えて～



今年「もう一歩前へ!!」

『一人から一人へ』

今年度の総会は、5月24日(火)午後2時より、浦和区保健センターにおいて、

新しく着任された水村区民生活部長並びに島崎総務課長をご来賓にお迎えし、盛会のうちに終了することができました。

おかげさまで、全議案が満場一致で無事ご承認、ご決定いただきましたことに、心

から感謝申し上げます。ありがとうございました。

協議会創立7周年を迎え、初心に立ち戻って、地区会の活動を活性化するために、「一人から一人へ」の運動を実現し、平成23年度はもう一歩前へ進めたいと思っております。一層のご支援をお願い申し上げます。

浦和区明推協だより

白バラ
NO.19

発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/〒330-9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048(829)6018 Fax 048(829)6233
企画・編集/広報啓発委員会



ありがとう、おかげさまで

浦和区投票率



今回も第1位

さいたま市選挙キャラクター
みらいクン 平成23年7月31日執行 埼玉県知事選挙結果

開票区	当日有権者数	投票者総数	投票率(%)
西区	68,232	16,981	24.89
北区	111,292	27,644	24.84
大宮区	88,913	22,808	25.65
見沼区	125,190	30,172	24.10
中央区	76,174	19,986	26.24
桜区	74,757	16,553	22.14
浦和区	116,273	30,882	26.56
南区	137,637	32,588	23.68
緑区	87,463	20,231	23.13
岩槻区	90,736	20,391	22.47
さいたま市計	976,667	238,236	24.39

埼玉県知事選挙

街頭啓発を実施しました

埼玉県知事選挙に伴い7月23日(土)午後4時から明るい選挙推進委員と浦和区選挙管理委員会委員の方々にJR北浦和・浦和駅周辺地域でウェットティッシュを配布し、街頭啓発を行いました。

JR北浦和駅周辺地域



JR浦和駅周辺地域



Q & A

《明るい選挙推進委員としての注意事項》(7)

問28 陣中見舞いとして酒一升を届けた
いのですが？

答 だれであっても、選挙運動に関し飲食物を提供することは禁止されています。お酒も飲食物に当たり提供することはできません。

問29 当選のお礼のために、支持してくれた人たちの家を訪問することはできますか？

答 だれであっても、選挙後に当選や落選に関し、あいさつをする目的で戸別に訪問することはできません。

問30 候補者の政策などの情報を知りたいのですが？

答 選挙の際、候補者の選挙運動のほか、選挙公報を読むことによって容易に各候補者の政策などを知ることができます。この選挙公報には、各候補者の氏名、写真、所属党派、政策、プロフィールなどが掲載されています。

問31 選挙公報は、どこで入手できますか？

答 基本的には、各世帯に直接配布していますが、これ以外にも公民館などの公共施設などでも配布しています。

具体的な配布場所などは、各区の選挙管理委員会へお尋ねください。

問32 選挙運動と政治活動について？

答 選挙運動は、本来自由に行われるのが理想です。しかし、選挙運動の自由を無制限に認めると、財力や権力などにより選挙人の自由な意思の表明がゆがめられるおそれが生じます。このため、選挙の公正を確保し、お金のかからない選挙を実現するために、選挙運動に一定のルールが設けられています。

選挙運動とは、特定の選挙で、特定の候補者の当選を図ることを目的として、有権者に投票の働きかけを行うことをいいます。

選挙運動は、立候補の届出のあった日から、選挙期日(投票日)の前日までの間に限りすることができますが、未成年者や選挙犯罪者のほか、警察官、裁判官、選挙管理委員会の委員・職員などの特定の公務員は選挙運動をすることができません。また、立候補の届出前の選挙運動は、事前運動と言われ、一切禁止されています。

政治活動とは、政治上の目的を持って行われる一切の活動から選挙運動にわたる行為を除いたものを政治活動といます。

選挙活動は、本来自由認められるものです。しかし、ポスターや看板などの掲示が単なる氏名等の普及宣伝と紛らわしいものが多く、同時にお金のかかる要因ともなっています。そこで、政治活動用ポスターや立札、看板などの文書図画の掲示について、選挙運動と異なる一定の制限が設けられています。

ひとりあるきをめざして!!



平成23年度の研究集会は、協議会結成7周年に当たり、「重点目標」に掲げている「地区会のひとりあるきをすすめよう。」に視点をあて、地区会ごとに研究、11月18日(金)午後1時30分より、区役所の第2会議室において、地区会の関係者が一堂に集い、研究協議を行いました。

特に、地区の報告内容は多くの問題点を取り上げられ、話しあいでも出された意見や問題解決について、具体的にできることから実践し、次の研究集会へ発展させていくことを約し、盛会のうちに終了することができました。ご参加の会員に皆様、本当にありがとうございました。

明推協の機能と役割を考える

浦和区明推協だより

白バラ
NO. 20

2011年12月9日

発行/浦和区明るい選挙推進協議会
住所/〒330 9586
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
Tel 048 (829) 6018 Fax 048(829)6233
企画・編集/広報啓発委員会



平成23年度浦和区明推協研究集会報告

項目	第1班	第2班	第3班	第4班
議論の進め方	行動を起こすためには・・・。 明推協とは何を目的に活動するか、 どのような活動をするか。 選挙は地域性で異なる。皆で話し合うことが大切である。	「地区会のひとりあるきを進めよう」とは・・・。 選挙に行かなくても政治は変わらないという風潮をどう打破するか。 投票不参加（棄権）は、当選者が変わり、国の盛衰に影響を与える事を自覚させる。		「地区会のひとりあるきとは何ぞや」とても難しい。 ・集まることが基本、それを軸に一人ひとりが話しかけをすることが基本。
選挙制度・選挙関連事項の学習	疑問に思っていることを持ち寄り、勉強会を開くとよい。 ・小選挙区制・大選挙区制・中選挙区制についてみんなで考える。 ・行政が関わらないと解決できないことがある。	・市議会議員選挙は身近で関心が高い。 ・県議会議員・県知事選挙は関心が弱い。 ・立候補者のビジョンが不透明。 ・後進国はしがらみや圧力で投票率がよい。投票は義務だが強制ではない⇒そこに明推協の役割 ・明推協の目的は投票率を上げること。投票の参加者を増やす事。		・地区会での話し合いがいつも選挙の話になって毎回堂々巡りになっている。 ・木崎地区の地区会は素晴らしい。 話し合いの中から木崎地区のような活動に持っていきたい。
模擬投票	模擬投票の実践を通じて課題を認識し関心を高めるやり方もある。	明推協木崎地区の活動ピラ ～汗ながしてから、選挙のおはなし～『模擬投票を実体験してみよう』 と呼びかけた。 開催日：平成23年11月3日（木曜日 祝日）	・小中高のドチャレや文化祭などで模擬投票を行う。投票率により結果が変動する事を実感する。 ・模擬投票で100%投票時と46%投票時では違う候補者が当選し、100%投票時に第一位の当選者が36%の投票率の時最下位となった。実際の選挙でも投票率で当選者が変動することは、政治が変わることになる。	・木崎地区で実施した模擬投票を全会員で体験することを提案 楠谷会長（木崎地区の地区会に参加した感想） 気楽なダンスから入り選挙について体験し、話し合いをした。 選挙の話だけでは人は集まらない。 他のサークル活動に参加し、たとえ5分間でも選挙の話をするなど、こまめに続けていくことが大切。
地区会活動		・地区によって方向性を打ち出しているところもある。 ・効果を求めず、先ずやれることをやってみる	・一人がひとりに声をかける。 ・会合の場の確保：公民館が予約できない。	・選挙が近づいたらさりげなく選挙に参加するように話をしていく ・あまり頑張ってもあの人は何かあるのではと嫌われないように。 ・交流はできているので会議はなるべく持つ方がよい。 ・議会見学・会費の集め方。
サポーター・準会員の考え方	メンバーを増やすよりサポーターを増やそう。	会員を増やすのは大変。政党色のない準会員制度はできないか、準会員に明推協動を理解してもらう。		
会員の素質強化若返り	自分たちの素質を高める。	地区会のメンバーの若返り、実動できることを目指す。		
家族親族を通じて投票参加を薦める	選挙に行ってもらおう。親兄弟に投票へ参加してもらおう。	家族の投票参加にどのように接しているのか。 若者の選挙参加の促進、家族の周辺など手の届く所で投票参加の勧誘。	小中高生へ選挙制度の学習の場を設けることにより、小中高生の関心を高めると共に、親の選挙に対する関心も高める。	最後に：楠谷会長（研究集会のまとめ） ① 地区会では、疑問に感じたことを話し合うことから出発すればよい。 ② 明推協会員は高齢化してきた。 大学生に入ってもらい会合を夜更けように工夫を。 ③ 選挙の話を前面に出しても人は集まらない。活動に工夫を。 ④ 明推協とは何か。私たち自身が理解し、わかりやすく説明していくことが基本である。 ⑤ 明推協かるたか、紙芝居作りを検討し一つは完成させたい。
広報活動	広報活動をもっと工夫する必要がある。	・若者のひとりあるき⇒若者への広報のやり方、マスコミを含めて工夫をしてもらいたい。 ・区民のつどいや区レベルで行われる各種イベントにブースを作り、手づくりの記念品や広報ピラを配布する。 各区では区民まつりでブースを作り、手づくり記念品や広報ピラを配り活動を進めている。	子ども相手の遊びを取り入れたり、人の集まるイベントに出かけ、手づくりの作品や明推協の機関紙などを配る。	